

# ドイツにおける青少年社会環境と青少年保護

安 部 哲 夫

- 一 はじめに
- 二 公共の場における青少年保護
  - (一) たばこの規制について
  - (二) アルコールの規制について
  - (三) 飲食店・ゲームセンター等への滞在・入場について
- 三 メディアにおける青少年保護
  - (一) パッケージメディアについて
  - (二) 青少年有害メディア連邦審査会について
  - (三) テレメディアについて
  - (四) 映画とゲームソフトについて
- 四 有害指定と有害メディア頒布規制の状況
  - (一) 有害指定の状況
  - (二) 青少年保護法違反と刑法による青少年保護の統計
- 五 おわりに（わが国への示唆）

## 一 はじめに

ドイツ連邦刑事局 (Bundeskriminalamt: BKA) の統計<sup>(1)</sup>によると、刑法一七六条<sup>(2)</sup>(児童に対する性的虐待・淫行罪) および一七六条 a (児童に対する性的虐待の累犯)、一七六条 b (児童に対する性的虐待致死罪) に該当する犯罪として警察に検挙された数字は、二〇一〇年には一一、八六七件であった。これは、性犯罪や児童虐待の問題が深刻化し、刑法の改革<sup>(3)</sup>と性犯罪者への処遇の問題<sup>(4)</sup>がクローズアップされていた九〇年代後半から二〇〇〇年あたりのものと比較して、かなり減少してきた状況にあるといえる。たとえば、同じ数字を二〇〇〇年の統計で見ると、この数字は一五、五八一件であり、人口一〇万人中の発生率(人口比)は、一九・〇であった。一〇年後である二〇一〇年のそれは一四・五であるので、かなり落ち着いてきていることがわかる。

この間、ドイツ社会は青少年の成長を阻害する犯罪や青少年の人格形成に好ましくない大人の自由な営利行為に対する取組みを進めてきたものである。青少年を性の対象とする行為や表現(児童ポルノを含む)を刑法によって厳しく統制するとともに、<sup>(6)</sup>青少年の成長発達に影響を与えるような表現物や暴力ゲームへの間接的統制を推し進めてきた。<sup>(7)</sup>統計上以前と比べて落ち着いてきた状況が、立法や行政の社会的取組みによるものと推断することは短絡的すぎようが、何かをしなければならないという思いと、これに応じた具体的対応の推進が社会的な安定感を導きだしていることは確かであろうである。

本稿では、児童(一四歳未満)と少年(一八歳未満)が健やかに成長し人格を発達させてゆく環境を社会全体が整備するべく取り組んできたドイツの状況を、青少年保護法とその周辺問題について振り返り、わが国での対応上参考とすべき点を検討したい。ちなみにドイツでは、一四歳未満を児童(Kind)、一四歳以上一八歳未満を少年(Jugendlicher)として区分している。両者をあわせた表記が Jugend であり、青少年である。青少年保護法は、

この児童と少年をあわせた年齢層、すなわち青少年の保護を目的とする法律を意味する。ここで用いる青少年の概念も、同様に一八歳未満者という理解である。

ドイツでは、青少年の成長にとって有害（危険）な情報・表現物を青少年から遠ざける工夫の一つとして、戦後のボン基本法<sup>(8)</sup>のもとで成立した「青少年に有害な文書の頒布に関する法律（Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften: 以下、有害図書規制法）」（一九五三年）があつた。<sup>(9)</sup> それより少し前の一九五一年には「青少年保護法（Gesetz zum Schutze der Jugend in der Öffentlichkeit）」が制定されており、たとえば一六歳未満者の公共の場における喫煙規制や飲食店等への入場制限を規定していた。九〇年代に至るまで長期にわたり、この有害図書指定制度と公共空間における営業規制といった二つの側面をそれぞれの法律によって統制することで、青少年保護の態勢をとってきた。しかし九〇年代の末あたりから、インターネットの普及やケータイ通信、ゲームソフトの開発に代表されるように新たなメディアがもたらした問題状況と、公共空間での喫煙規制の強化といった社会環境の変化によって、青少年保護に関する法制も新たな変容を求められた。こうして、二〇〇二年七月二三日、新たなメディアへの対応とともに公共の場における青少年保護という二つの領域の問題を統合した新法が成立したのである。これが現行の「青少年保護法（Jugendschutzgesetz: JuSchG）」であり、二〇〇三年四月一日から施行されている。<sup>(10)</sup>

青少年保護法は、わが国でたとえば、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法や風俗営業適正化法と、各自治体の青少年健全育成条例などが混在した法律と見ることができる。もちろん規制の手続きや内容など、戸田典子氏の最近の詳細な紹介が示すように<sup>(11)</sup>、かなり異なっている。戸田氏の紹介論稿は、新青少年保護法の七回にわたる改正点をわかりやすく整理しており、<sup>(12)</sup> 有用である。本稿も、この戸田論文に負うところが大きい。

## 二 公共の場における青少年保護

### (一) たばこの規制について

青少年保護法一〇条一項は、飲食店や販売所およびその他公共の場で、一八歳未満の少年および一四歳未満の児童に対し、たばこ製品を提供することを禁じている。また、一〇条二項は、自動販売機へのたばこの収納を禁止した。ただし、児童および少年が立ち入ることを禁止されている場所に設置されている場合や、児童および少年が入手できないよう、監視や技術的措置が講じられている場合は除かれる。旧青少年保護法においても、公共の場で一六歳未満の青少年が喫煙をすることをなんびとも認容してはならず、規制の対象とされていたが、新たな青少年保護法は、営業者が一六歳未満の青少年にたばこを提供することを禁止し、自販機への収納も規制した。さらに二〇〇七年九月からは、喫煙規制年齢は一六歳未満者から一八歳未満者へと引き上げられ、すべての青少年の喫煙が規制されることになった。<sup>(13)</sup>ただし、自販機の収納規制は業界の対応に配慮して、完全実施は、二〇〇九年まで延期された。この間、街頭に立つ自販機には、わが国の「たばこカード」ではないが、年齢が確認できるIDカード等を挿入するような方法を取り込むことで、青少年が自販機からたばこを購入することを阻む技術的措置が講じられている。

### (二) アルコールの規制について

酒類の青少年への提供や飲酒の認容についても、公共の場での規制が前提となるが、青少年保護法九条一項は、蒸留酒および蒸留酒含有飲料とそれ以外のアルコール飲料とを区別して規制する。すなわち蒸留酒および蒸留酒含有飲料については、一八歳未満の青少年すべてを対象とするが、それ以外のアルコール飲料（たとえばビール、

ワイン、りんご酒など)については、一六歳未満の者に提供すること、一六歳未満の者が飲酒することを認容することを規制する。ただし、一六歳未満者であっても、監護権者 (personensorgeberechtigte Person たとえば親) が同伴している場合には、児童でない限り適用除外される (九条二項)。つまり、一四歳・一五歳の子の場合には、親と一緒にテーブルでビールやりんご酒を飲むのであれば、許容されるということである。

酒類の自動販売機への収納は、たばこ自販機同様の例外はあるにせよ、同じく規制される (九条三項)。また、二〇〇四年の改正によって、アルコポップと称する蒸留酒含有甘味飲料 (たとえばチューハイなど) は、『青少年保護法九条によって、一八歳未満者への提供は禁止されています (Abgabe an Personen unter 18 Jahren verboten, § 9 Jugendschutzgesetz)』という表示が義務づけられることになった (九条四項<sup>(14)</sup>)。

### (三) 飲食店・ゲームセンター等への滞在・入場について

わが国でいうファミレスなどを含むレストランや居酒屋などといった飲食店に滞在することは、一六歳未満者については深夜二三時から翌朝五時までの間、一六歳・一七歳については深夜二四時以降五時までの間でない限り、制限はない。また、いずれの場合も監護権者や養育受託者 (erziehungsbeauftragte Person たとえばスポーツチームの指導者など) が同伴している場合には、制限はない (四条一項)。ただし他方で、ナイトクラブやこれに類する営業形態の飲食店には、青少年の立入りが規制されている (四条三項)。

青少年保護法六条は、ゲームセンター (といってもわが国の施設とはかなり雰囲気は異なり、まったくの別物と考えるべき場所) への青少年の立入りを規制している。また、青少年が知的または精神的健全さを害すると判断される場合には、所管する官庁は、時間制限や年齢制限を加えるなどして、あるいは全面的に青少年の入場を規制することができるようになっていく (七条)。わが国では、自治体が条例にもとづいて有害興行指定を行い、青

少年の立入りを制限することができるが、手続きを別にすれば、これに近いところがある。

### 三 メディアにおける青少年保護

かつては、有害図書規制法（一九五三年）の下で、出版物（図書・雑誌）を中心に、レコード、音楽テープ、CD、ビデオテープなどが連邦審査会の審査の対象となり、表現内容において青少年の健全な成長を阻害するものと判断された対象物が、指定リストに掲載された。そして販売等にかかわる営業者に対して、それらを青少年に頒布・閲覧させることは規制されてきた。九〇年代に入ると、これにゲームソフトやDVDが加わってくるが、同時にインターネット上にとびかうコンテンツがもたらす脅威に対しても法的および行政的対応の必要性が高まっていた。一九九七年七月二二日に成立した「情報サービスと通信サービスの原則的条件の規律に関する法律（いわゆる連邦マルチメディア法）<sup>(15)</sup>」の整備にともなって、オンライン上の有害な表現内容もそのURLを指定リストに掲載されることになった。二〇〇一年に指定リストに掲載されたURLは六〇〇件を超えている。<sup>(16)</sup> 当時はこれらのURLは公示され、青少年にとって有害とされる表現内容のURLは、青少年からもアクセス可能な状況にあった。

いずれにせよこの頃から、インターネット上の情報に関するメディアについても何らかの規制が必要とされたものの、これを従来型の表現物と区分する形で規制の対象とした。従来型の表現物は持ち運び可能であることから「パッケージメディア（Trägermedien）」と称され、ネット上のホームページなどは、「テレメディア（Telemedien）」として区分されたのである。

## (一) パッケージメディアについて

青少年有害メディア連邦審査会 (Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien) は、各州の青少年部局や青少年福祉事務所等からの申請 (Antrag)、連邦刑事局や各州の警察関係機関からの提案 (Anregung)、自らの職権に基づいて、出版物やDVDなどの当該メディアが青少年の成長にとって有害であるかどうかの審査を行う。審査の抛り所になるのは、①不道徳であるもの、②粗暴性を助長するもの、③暴力・犯罪・人種差別など人種間の憎悪を招くもの、④殺人や虐殺行為を描くことを専らとして微細に描写するもの、⑤思い込みによる自らの正義を実現するために実力行使を許されるものとして描写するものなどである (一八条一項)。わが国で対象とされるような性的な描写が有害として審査対象となることは一般に少ないが、近親相姦や過剰な性描写は、不道徳な表現内容かどうかによっている。むしろ、暴力表現や人種差別、犯罪や戦争を讃美する表現、たとえば極右的活動を煽動したり、ナチズムを賞讃する内容、薬物やアルコールの濫用を助長するような表現が審査の対象にあがりやすい。

審査会が有害指定を決定すると、当該表現物は審査会の管理する指定リストに登録される (一八条一項および二四条)。この決定に異議がある当事者には、不服申立ての余地が残されている (二五条)。有害指定リストに登録されると、公示されるが、この指定されたパッケージメディアを、青少年に閲覧させたり、青少年の出入りする場所に陳列したり、通信販売などに供したりすることは禁止される (二五条一項)。これに違反すると、一年以下の自由刑または罰金刑に処せられる (二七条一項)。

さらに、刑法典で規制の対象となるような「青少年にきわめて有害なパッケージメディア (schwer jugendgefährdende Trägermedien)」については、この指定を経ることなく、規制の対象となっている (二五条二項)。たとえば、刑法八六条 (憲法違反の組織のプロパガンダの頒布罪に該当する表現物) や、刑法二三〇条 (国民の一部や民

族・宗教によって特定される集団への憎悪をかきたて、その特定の集団を冒瀆・中傷し、人間の尊厳を侵害する表現やナチズムを正当化し、ホロコーストの存在を否定したりする表現物）、刑法一三〇条 a（公共の平穩を乱し、殺人、民族虐殺等、重大な犯罪行為へと煽動する表現物）、刑法一三一条（人間または人間に類似した存在に対する残虐行為や暴力行為を無害であるかのように描写し、人間の尊厳を害するほどに残虐性を描写した表現物）、刑法一八四条（いわゆるポルノ文書）、刑法一八四条 a（暴力を伴うポルノまたは動物との性行為描写物）、刑法一八四条 b（児童の性的虐待を内容とするいわゆる児童ポルノ）、刑法一八四条 c 一項（一四歳以上一八歳未満のいわゆる少年ポルノ<sup>(17)</sup>）に該当する表現物は、それ自体刑法上の規制を受けるものであるので、指定リストへの登録はされない。

このほか、①戦争を讃美するもの、②死に瀕した人や身体的・精神的に重大な苦痛にさらされている人を人間の尊厳を害する方法で描写し、かつ現実の出来事を再現しているもの、③専ら暴力を描写し、リアルで残虐かつ刺激的な描写が全体を支配しているもの、④青少年の性を不自然に強調した態様で描写するもの、⑤青少年の成長あるいはその責任感と社会性を有する人格への育成を著しく阻害することが明白なものも指定リストへの登録は不要であり、これらに該当するパッケージメディアを青少年に販売・提供・陳列した者は、規制されることになる（一五条二項）。これは、わが国自治体の青少年健全育成条例の多くが採用している「包括指定」に類似している。わが国でもそうであるように、個々の定義に該当する描写物であるかどうかの判断基準はあいまいであり、その適用において困難な側面もある。

## （二）青少年有害メディア連邦審査会について

青少年有害メディア連邦審査会は、旧法の有害図書規制法（一九五三年）の施行に伴って設置された青少年有害図書連邦審査会（Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Schriften: BPS）を前身とするが、<sup>(18)</sup>一九五四年五月一八

日に組織され、第一回の有害図書審査は、同年七月九日に始められたという<sup>(19)</sup>。当時は連邦内務省に所属したが、後に旧連邦青少年家庭女性健康省(BMJFF)の所管となった。現在のメディア連邦審査会は、連邦家庭高齢者女性青少年省(BMFSFJ)の所管である。連邦審査会は、委員長を含む連邦職員と複数の職域民間代表者、複数の州域代表者から構成され、有害図書(メディア)の審査にあたっては二人の通常委員会(Zer-Gremium)がこれを行っている。ただし、二人のうち八人は、①芸術、②文芸、③書店・出版編集者、④映像ソフト・テレメディア提供者<sup>(20)</sup>、⑤民間の青少年援護団体、⑥公共の青少年援護機関、⑦教職員、⑧教会関係者の職域代表として構成する必要がある(一九条二項)。委員長および委員にはそれぞれ一名以上の代行者を任命しなければならぬものとされている(一九条一項)。また一九六一年の旧法の改正以来、出版物事情の変化に対応すべく、審査を簡略化する方式が導入されている。いわゆる緊急指定方式であるが、委員長を含む三人の緊急委員会(Zer-Gremium)が、審査を行うものである。これには前出の芸術、文芸、書店出版編集、映像ソフト・テレメディア関係団体のうちから一人、必ずこれらを代表する委員として出席することが求められている。また決定に関しては全員一致が必要であり、不一致の場合には、通常委員会の手続きに移行する(以上二三条一項)。委員長および委員の任期は、ともに三年であるが(一九条三項)、再任を妨げない。通常委員会では、少なくとも九人の委員が出席しなければ委員会を開くことができない。また芸術、文芸、書店出版編集、映像ソフト・テレメディア関係団体の代表者が二人以上出席することも委員会審議を行うための必要条件である(以上一九条五項)。有害指定のリストに登録する決定は、構成員の三分の二以上の多数でもって行われる。ただし、委員あるいはその代行者がともに欠席した場合には、有害指定の決定には七人以上の賛成がなければならない(一九条六項)。

このように審査会の構成には、表現の自由を尊重する視点から、職域者の意見を反映できるように仕組みになっており、また慎重な手続きが用意されている。

連邦審査会の委員長は、現在四代目にあたるモンセン＝エンクベルディング (Elke Monssen-Engberding) 氏である。一九九一年からこの職にあるので、二〇年になる。前職のシュテフェン (Rudolf Stefan) 氏も六九年から九一年までの期間、長期にわたり委員長を務めていた。<sup>(21)</sup>

### (三) テレメディアについて

インターネット上の表現物については、基本的に州が所管する (一六条)。二〇〇二年九月に各州において取り交わされた「青少年メディア保護州間協定 (Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien vom 10.-27. September 2002 (JMStV))」<sup>(22)</sup>によって設置された「青少年メディア保護委員会 (Kommission für Jugendmedienschutz: KJM)」が、テレメディアの監督機関の位置についた。この保護委員会は、先発した「青少年保護ネット (Jugenschutz.net)」および事業者の自主規制団体である「マルチメディアサービス提供者自主規制機関 (Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Dienstanbieter: FSM)」と協力して活動している。違法または青少年に有害とされる表現内容が確認されると、青少年保護ネットが、ネット上から削除するようFSMに働きかけ、プロバイダーの同意を得て自主的に削除する活動を進めている。これであまくいけばよいが、同意が得られない場合には、KJMの意見を付して、有害メディア連邦審査会の指定リストに登録するべく、申請手続きがとられる。テレメディアについては、このように業界団体の自主的取組みを尊重したうえで、業界の事情に精通した機関によるスクリーニングを経て、有害指定リストへの登録を行うように、手続上の縛りがかけられている。もちろんそのことで、有害指定制度を正当化するためのより合理的な手続きを確保するわけであるが、内情は、おびただしい情報の中で何をとりあげるか、連邦機関の作業の合理化という性格を有していることも否定できない。

KJMの構成は、州のメディア関係機関の代表六人と州の青少年福祉行政関係者四人、連邦の青少年部局関係者二人からなっている。本部はミュンヘンに、事務局はエアフルトに置かれている。<sup>(23)</sup> エルン州ニューメディアセンター(BLM)のリンク教授(Wolf-Dieter Ring)であり、州のメディア関係機関からの代表として加わっている。<sup>(24)</sup> 連邦からは、BPJMの委員長であるモンセン氏が委員としてかわること、KJMとBPJMとの連携を密にしている。

#### (四) 映画とゲームソフトについて

ドイツではとくに映画の暴力表現について以前から問題視されてきており、旧青少年保護法の規定(六条三項)は、すべての公開される映画に視聴可能ないしは適正な年齢を表示することを義務づけていた。実際には一九四九年に発足した映画自主規制機構(Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft: FSK)によって、法令の区分ごとに(年齢制限なし、六歳以上可、一二歳以上可、一六歳以上可、一八歳以上可)適正年齢を付すことが行われてきたところである。今日では、映画は映画館で観覧するだけではなく、DVDなどの映画ソフトとして視聴をすることが可能である。映画以外の映像ソフト(音楽系を含む)も無数にあり、これらの内容によっては、その健全な成長を阻害するおそれを引き起こしかねない。とくに年齢の低い青少年の場合には、その影響が心配されるのである。新青少年保護法では、公開される映画、映画ソフト、その他の映像ソフトについて、さらには今日的なゲームソフトのすべてについて、年齢に応じたレイティングを付す必要があるとの立場を旧法から受け継いでいる(一四条二項)。年齢区分は、旧法と同じく①年齢制限なく可、②六歳以上のみ可、③一二歳以上のみ可、④一六歳以上のみ可、⑤青少年不可(一八歳以上のみ可)の五区分であるが(一四条二項)、これらの映画ソフトまたはゲームソフト等が刑法で禁止されるような違法な表現物である場合や、戦争を賞讃するなど青少年の成長

に「著しく有害である場合」、有害メディア連邦審査会の指定リストに登録する要件を具備している場合には、区分表示をする必要はないものとされる（一四三条三項）。それ以外の多くのソフトは、何らかのレイティングが付されることになる。

そこでそれらのレイティングにあたる機関の役割がますます重要になる。所管する州当局（最上級官庁）は、関連業界の自主規制機関が行うレイティングをそのまま州の区分表示とすることができるので（一四三条六項）、實際上、前出のFSKや、一九九四年以降活動しているゲームソフトの自主規制機関「エンターテイメントソフトウェア自主規制機関（Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle: USK）」のレイティングが役立てられている。

FSKの統計によると、二〇一〇年にレイティングを付したのは劇場映画で三八六件、DVDとブルーレイで一、三〇五件であった。対象となった作品の上映時間の総時間は、七二三、八〇〇分であるという。戸田氏の紹介している二〇〇七年の数字（六七七、六二九分）よりも大幅に伸びている。<sup>(26)</sup>「一二歳以上可」とされる区分が最も多く三九・六%であり、二〇〇七年時点とほぼ同じである。

また、USKの統計では、<sup>(27)</sup>二〇一〇年には二、八四四件のレイティングを行って、一七年の活動を通じて三〇、〇〇〇件の区分表示をした計算になるという。内訳は、全年齢可とするゲームソフトが四六・五%、六歳以上可が一四・三%、一二歳以上可が二二%、一六歳以上可が一・一%、青少年には不可が六・三%となっている。レイティングのできない著しく有害または違法な内容のものが〇・八%であった。

著しく有害なソフトは有害メディア連邦審査会を通じて指定リストに登録され、それらを青少年に販売すれば、刑事制裁の対象となる。それ自体刑法の規定に反する違法なソフトは、それらを製造・頒布すること自体が規制の対象である。これに対して、FSKやUSKで自主的なレイティングを行いこれにそって区分表示されたソフトは、これを提供する営業者や購入する親などに一定の判断基準を示すとともに、「青少年不可」と区分表示さ

れたソフトを営業者が青少年に提供することや自販機に収納することが禁止される（一二条三項）。さらに、公共の場所に設置されたゲーム機で「年齢制限なし」か「六歳以上可」とされるゲーム以外のゲームを楽しむことができるようにすることも禁じられている（一三条二項）。また、映画興行については、年齢区分表示された年齢ごとに入場制限と時間制限がある（一二条三項）。これらの制限に反する行為は、過料（行政罰）でもって対処される（二八条）。

#### 四 有害指定と有害メディア頒布規制の状況

##### （一）有害指定の状況

前述のドイツ青少年有害メディア連邦審査会による有害リストへの登録状況は、JMS-Report誌上に毎号掲載されるほか、通常その第二号において前年の有害指定統計をまとめている。たとえば二〇一〇年一月一日から二月三十一日までをまとめたレポートによると、<sup>(28)</sup> KJMや各州の青少年福祉事務所等による申立件数が五二〇件、連邦政府、連邦刑事局ほか各州からの提案件数が二八二件、審査会の職権によるものが四六二件、緊急指定に対する異議申立てが五件、総計で一、二六九件となっている。これに対する審査の結果、七五八件について新規の指定がなされている。内訳は、ビデオ・DVD・レーザーディスクが一八九件、雑誌類が一八件、書籍・コミック本等が八件、ゲームソフトが四六件、レコード・CD・音楽テープ等が一二三件、インターネット上のサイトが三七四件となっている。<sup>(29)</sup>

これらの有害指定されたものを含め、有害指定リストは、四つの部門（AからD）に振り分けて登録される（二八条二項）。また旧有害図書規制法のもとで登録されたパッケージメディアはE部に登録されている。とくに

審議会での削除の決定がされない限り、二五年間は登録されることになる（一八条七項）。A 部には、通常の有害なパッケージメディア、B 部には一般に頒布することが刑法で禁じられるパッケージメディアが登録されるが、それぞれ公示が原則である。C 部には公示そのものが青少年にとって有害なので公示をしないパッケージメディアと有害なテレメディアが、また D 部には、一般に頒布することが刑法で禁じられるテレメディアと一般に頒布することが刑法で禁じられるパッケージメディアのうち、公示が青少年にのぞましくないものが登録される。つまり、C 部と D 部は非公示である。

公示されている有害指定メディアは、二〇一一年四月現在、ビデオ・DVD が二、六五六件コンピュータゲームソフト・営業ゲーム機のゲームソフト六七九件、コミックを含む図書等印刷メディア二七五件、レコード・CD（ジャケットを含む）一、一二〇件である<sup>(30)</sup>。また刑法で禁止された違法物件で押収されたものは（B 部に登録）、ビデオフィルム二六七件、DVD 一三三件、LVD 二三件、映画フィルム八件、書籍雑誌等印刷物一〇八件、コンピュータゲーム三二件、CD 類一三六件、合計六八九件となっている<sup>(31)</sup>。

これらの数字は、青少年保護法が新たに施行されてから、増加してきている。たとえば二〇〇三年時点では新規指定件数が一六二件であったのに対して、二〇〇五年には三六七件、二〇〇七年には六九七件、二〇〇九年には七〇二件となっている<sup>(32)</sup>。とくに二〇〇七年以降の指定件数の増加は、暴力的ゲームへの注目が高まったことにもよる。二〇〇六年にエムスデッテン市（ノルトライン・ヴェストファーレン州）のシヨル実業高校で起きた銃乱射事件（一人に重軽傷を負わせた）の犯人（一八歳・自殺）が、暴力的なゲームを好み、戦闘服を着用して銃を構える自分の姿をネットに掲載していたという報道によっても、暴力的ゲームとりわけ殺人ゲーム（Killer Spiele）が青少年に与える危険性を高めるものとして大きな関心を引き起こした<sup>(33)</sup>。この問題への関心の高まりと議論の結果、青少年保護法二〇〇八年改正法は、殺人ゲームを対象として、「残虐でリアルかつ刺激的な暴力の

描写を専らとする（自己目的化する）もの」を「青少年にとって極めて有害なパッケージメディア」として、指定リストに登録するまでもなく頒布規制ができるようになった。しかし、その後も二〇〇九年ヴィネンデン（バーデン・ヴュルツテンベルク州）の実業高校で少年（一七歳・自殺）による銃乱射事件が発生し、生徒九人を含む一五人を殺害した事件が発生している。<sup>(34)</sup>

## （二）青少年保護法違反と刑法による青少年保護の統計

青少年有害メディアとして登録されている有害パッケージメディアを製造あるいは頒布することは禁止されるが（一五条）、これに違反した場合には二七条一項（二年以下の自由刑）が適用される。二〇一〇年には二八七件の違反が摘発されている（二〇〇九年には二二五件<sup>(35)</sup>）。また、営業者が店等でたとえばアルコールを一六歳未満の者に提供することは、公共の場所における青少年法保護に反する行為であり（九条一項二号）、二八条一項一〇号および五項（秩序違反につき五万ユーロ以下の過料）に処せられるが、二〇一〇年には一二九件（二〇〇九年には一五六件<sup>(36)</sup>）の処理がなされている。

また刑法各本条における青少年保護として、刑法が青少年への頒布を規制する条項として、刑法一三一条（非人道的な暴力行為を讃美もしくは些事に見せかける描写、または人間の尊厳を害する態様でなされた残虐な暴力表現物の配布）の罪で検挙された件数は、二〇〇九年の四〇八件から二〇一〇年には二六五件に、またそのうちこれら暴力表現物を青少年に提供したとして検挙された数字は九〇件から四四件に減少している。<sup>(37)</sup>

青少年へのポルノの頒布（刑法一八四条一項一号、二号および五号）の罪で検挙された件数は、二〇〇九年の一、四二七件から二〇一〇年の八四二件に減少している。また、児童ポルノの取得・製造の禁止（刑法一八四条bの二項および四項）に反して検挙された件数は、同様に三、八二三件から三、一六〇件と減少した。さらには、児童

ポルノの頒布（刑法一八四条bの一項）も同様に、三、一四五件から二、六八七件への減少である。

他方、二〇〇八年の刑法一部改正により導入された「少年ポルノ（Jugend-pornographische Schriften: 一六歳・一七歳を対象とする）」の頒布（刑法一八四条cの一項）で検挙された数字は、二〇〇九年で一六〇件であったが、二〇一〇年には二七一件の増加している。また少年ポルノの製造および取得行為の禁止（刑法一八四条cの二項および四項）違反の検挙件数は、同様に一八六件から三一〇件へと増加した。もともと、営業目的で以上の行為（刑法一八四条cの三項）違反件数は、一一件から六件に減少している。<sup>(38)</sup>

ドイツにおける児童ポルノ規制は、被害を受けた児童の保護を進めるだけでなく、将来の被害者をださないように抑制する視点にもたつところから、いわゆる非實在の擬似的表現（事実に近い事象を再現する表現）への規制も行っている（刑法一八四条bの二項）。ただし、新たに導入された一八四条cによる少年ポルノの規制については、擬似的表現を示す表現はなく、規制対象から除外されている。

## 五 おわりに（わが国への示唆）

(一) 以上、今日のドイツにおける青少年社会環境の状況とこれに対する青少年保護のあり方を概観した。青少年をとりまく社会環境それ自体は、今や国ごとに大きな違いがあるわけではない。瞬時にして地球規模で情報を共有しうる時代、青少年の育つ環境における情報や生活ツールはほぼ共通である。違いがあるとすれば、それはそれぞれの民族・宗教・国家といった社会の基盤から構成される対応の違いによるものである。ドイツ社会が取り組んできた問題は、わが国でも同じであり、戦後民主主義社会における自由と個人主義の中で氾濫する奔放的な表現とゆがんだ情報から青少年を守ろうとする思いは、ドイツの旧青少年保護法と有害図書規制法を成立させ、

わが国では青少年保護育成条例を生み出した。いずれも一九五〇年代初頭のことであった。

その後の六〇年という時間の中で、性の自由化が進行する一方、どのようにして青少年の性を守るかということに、ドイツでもわが国でも法的対策をめぐって苦慮してきた。ゲームやネット、ケータイの青少年への普及は、先進国の得た共通の文化的事象であり、利便性や快適性をともに享受しているところだが、リテラシーの向上という問題を含め、有害危険なコンテンツからいかに青少年を守るかなど、ともにその対応に頭を痛めてきたところである。暴力性や残虐性の顕著な表現内容に鈍磨する状況にどのように警鐘を鳴らすか、その違いはたしかにあるが、わが国でも世界水準のアラーム装置を導入する意義と役割を、業界の自主規制を推進するという形で実現してきた。それを基礎づけるための「法」という形の国家の姿勢がなお示されにくいところが、ドイツとの違いであり、世界水準とのギャップを感じるところであろう。それは、たとえば青少年の尊厳が害される表現である児童ポルノへの法的対応において顕著に現れている。早晚、わが国の児童ポルノ法も第二次改正へと向かうが、なお問題の残る状況にある。

(二) ドイツでの青少年保護に向けての法整備は、迅速である。わが国において学ぶべき点のひとつは、議論の余地はあろうが、まずは法整備へ向けた姿勢にこそある。わが国が学ぶべきドイツでの具体的対応は以下の点にある。

第一は、自販機に対する対応である。もともと商業主義的営業に対して規制の厳しい社会であるドイツでは、自販機そのものを街角に置くことについて消極的であり、自販機営業を受容する前提として、たばこやアルコールの自販機規制を比較的容易に受け入れている。消費者の利便性や事業者の営業効率（利益性）を重視するわが国では、この自販機による販売を制限する道のりはかなり遠かったと思う。成熟した社会に必要なことは、「利便性や利益性のみを追求してはならない」という確固とした指針である。これは、青少年社会環境問題を考える

場合の基本的視座であろう。

第二は、ドイツの有害情報に対する立脚点には、人間の尊厳を守るという大きな理念があることである。それはボン基本法一条に明文化され、宣言されている。したがって、人間の尊厳を害する、またはこれを否定する表現内容には、厳しい目が向けられてきた。暴力や残虐な表現、あるいは児童の性をもてあそび商品化するような表現に対して早急な対応がなされたのも、この視点があるからである。暴力表現や残虐表現が重大な犯罪を招くという実証データが不確定または不足しているといった反論は、あまり意味をもたない。わが国においても、人命尊重という言葉はよく耳にするが、同時にドイツにおけるように、人間の尊厳をもっと重視する思想をはぐくむ必要があるように思われる。

第三は、児童ポルノへの規制についてである。本稿ではこの点にあまり言及できなかったが、ドイツでの立法的解決には、参考となるべき点が多くある。児童ポルノと少年ポルノの線引きは、疑問なしとはいえないが、保護の対象とされる青少年の年齢に応じて対応を考えるのは、十分参考としうる。ゲームソフトや映画ソフトの年齢区分（レイティング）にも関係するが、法で何を守ろうとするのかを、より精密に、より原理的に構築しているひとつの例であろう。また、わが国でなお問題とされる「単純所持」と「擬似的児童ポルノ」についても、ドイツの選択はひとつの良識的帰結であり、参考となろう。

第四は、有害指定のシステムに関することである。ドイツでの指定の対象は、ネット上のテレメディアにも及んでいる。問題とされるテレメディアは、B P j M の審査対象とされる前に、事業者の自主的なブロッキングや削除などが講じられている。自主的な取組みを第一とし、やむを得ず指定リストへの登録を検討するにいたっても、事業者団体に関係のある K J M の意見を聞き、あるいは事業者団体に所属する委員から意見を求めるという方法は、メディアの目線を尊重しつつ、メディアを含めた社会全体が責任をもつという姿勢の表れである。パッ

ケージメディアについては、わが国のように自治体がそれぞれの事情に応じて対応するというのではなく、全州にわたって一律の基準を示してゆくことも、このシステムの意義を高めている。わが国でも、何度か検討されてきたが、「メディア規制」という一言の前に抑圧され、合理的なシステム構築の立法化は棚上げされている。先進国としてのドイツの経験を踏まえ、わが国での対応を講じる必要がある。

第五として、参考にするべきは有害指定の方式についてである。ドイツの指定方式は、法治国家としての限界を超えないよう、その手続きを重んじて構成されている。あくまでも二人の委員による「個別指定」が基本であり、六〇年にわたり継続的にこの方式が行われてきた。これに「緊急指定」や、近年の「包括指定」も加わる形になっているが、ほとんどは原則どおり審議会の開催と決定にもとづいての有害指定が行われている。この点は、包括指定のみに依拠して、個別指定をまったく行わないか、行っても予算の範囲内で限られた回数（たとえば年に一回など）を消化するわが国の自治体の指定とはかなりの開きがある。自治体では限界があるという声も、このあたりの事情にある。

(三) もちろんドイツにおける青少年保護の態勢にまったく問題がないわけではない。申立てに熱心な青少年福祉事務所や州の上級官庁もあるし、提案に積極的な州の警察部局もある。その一方でほとんど申立てをしない州の状況もある。仕組みや手続きが整備されても、これを運用する現状には複雑な事情がかかわってくる。BPMを構成する委員の任期が規定されているが、再任を繰り返し、半ば終身の職務になっている現状があるのも、考えものである。それでもなお、わが国がドイツから学ぶべきシステムと法制はその意義を失うものではない。参考としつつ、今後の動向をなお見続けてゆかねばならないであろう。

(一) Vgl. PKS (Polizeiliche Kriminalstatistik) 2010, Kurzbericht S.38.

- (2) こゝでいう児童とは、Kinder、すなわち一四歳未満のものをいう。
- (3) 性刑法の改革は、一九九七年の第三三次刑法一部改正法により、夫婦間レイプも射程に入れ、性的強要と性交、性交類似行為を統合した性犯罪規定の新設（一七七条）のほか、一九九八年の第六次刑法改正法によって、児童に対する性的虐待の加重類型の新設などを推進するものであった。こうした動きへの批判的検討として、新谷一幸「ドイツ性刑法の改革（一）」『修道法学二五巻一号（二〇〇二年）一三二頁以下参照。
- (4) 一九九八年の性犯罪及び重大犯罪対策法により進められた保安監置制度の強化と、その後の性犯罪者に対する社会治療行刑施設への必要的収容が、この例である。法務総合研究所研究部報告三八号『諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』（二〇〇八年）八〇頁以下、拙稿「ドイツにおける社会治療処遇の展開と課題——ドイツ行刑施設等の参観から見えるもの——」『法学研究八〇巻一二号（二〇〇七年）三一九頁以下、拙稿「ドイツにおける性犯罪者の社会治療処遇と研究動向管見——ルドルフ・エック博士の報告から——」『犯罪学雑誌七三巻一号（二〇〇七年）一頁以下参照。
- (5) Vgl. PKS 2000, S.31.
- (6) 法務総合研究所研究部報告三八号、前掲（注（4））六五頁以下参照。
- (7) 暴力に対する表現規制を、人間に対する暴力だけではなく、「人間に類似した存在」に対する暴力表現に拡大する規制が、刑法一一一条の改正（二〇〇三年）によって実現された。またゲームソフトの暴力的表現規制も、二〇〇八年の青少年保護法改正により強化された。
- (8) ボン基本法五条は、その一項で表現の自由の保障をうたうが、二項では、この自由権が、青少年保護のための法律規定などによって制限されるという留保を規定している。
- (9) 八〇年代半ばの状況について、拙稿「風俗環境浄化に対する社会的統制形態——西ドイツの現状を中心に——」『法律時報五七巻七号（一九八五年）四〇頁以下および横山潔「ドイツにおける青少年有害文書の規制」』『レファレンス四八六号（一九九一年）三頁以下参照。
- (10) 青少年保護法の翻訳として、戸田典子「青少年保護法」『外国の立法二四一号（二〇〇九年）八四頁以下を参照。
- (11) 戸田典子「ドイツの青少年保護法——酒、たばこ、有害メディアの規制」『外国の立法二四一号（二〇〇九年）六

二頁以下。

(12) 戸田、前掲(注(11)) 六四頁。

(13) 二〇〇七年七月二〇日の受動喫煙の危険からの保護のための法律 (Gesetz zum Schutz vor den Gefahren des Passivrauchens vom 20. Juli 2007, BGBl. I. S.1595-1596) による改正。

(14) 戸田、前掲(注(11)) 六七頁参照。

(15) 戸田典子「短信：インターネット時代の青少年保護法」外国の立法二一六号(二〇〇三年) 一五三頁参照。

(16) Jugend Medien Schutz-Report 24-5 (Okt.2001) S.41 ff. この時期には、ビデオフィルムが二、八〇一件、コンピュータゲームソフト(CD-ROM等)が四〇四件、コミック等書籍類が三二一件、指定リストに登録されている。Vgl. aaO. S.13 ff.

(17) 本条項は、二〇〇八年一〇月三十一日に制定された児童の性的搾取および児童ポルノの撲滅のための欧州連合理事会の枠組み決定を実施するための法律 (Gesetz zur Umsetzung des Rahmenbeschlusses des Rates der Europäischen Union zur Bekämpfung der sexuellen Ausbeutung von Kindern und der Kinderpornographie vom 31. Oktober 2008, BGBl. I S.2149) によって、新たに導入され、連動して青少年保護法も改正された(いずれも二〇〇八年十一月五日施行)。Vgl. Thomas Fischer: Strafgesetzbuch und Nebengesetze, 57 Aufl. (2010) S.1236. 戸田、前掲(注(11)) 七七頁参照。

(18) 旧法時代の青少年有害図書連邦審査会については、拙稿「ドイツにおける有害図書規制と連邦審査会」獨協法学五五号(二〇〇一年) 七九頁以下を参照されたい。また関連する拙稿「ドイツの有害環境規制散見—BPSレポート91から」常磐大学短期大学部研究紀要二一号(一九九二年) 一〇七頁以下を併せて参照。

(19) メディア連邦審査会の沿革については、審査会のサイトからの情報による。 <http://www.bundespruefstelle.de/bpjm/Die-Bundespruefstelle/geschichte,did=338994.html> を参照(二〇一一年九月四日確認)。以下のURLも同様である。

(20) 二〇〇三年以降、新青少年保護法によって、テレメディアの領域の職域を代表する者の審査会入が必要とされ、旧法時代(有害図書規制法九条二項)の書籍流通業界と出版業界とがひとつの領域にまとめられている。

- (21) シュテフェン氏は、六五歳で職を退くと(一九九一年)、しばらくJMS-Report誌に論稿を寄せていたが、二〇〇三年一月一九日に亡くなった。七七歳であった。裁判官の経歴をもち、連邦労働省に奉職したのち、一九六九年連邦審査会の委員長に就いた。Vgl. In memoriam Rudolf Stefen., JMS-Report 2003-1, S.64.
- (22) 戸田、前掲(注(15))一五四頁参照。
- (23) エアフルト市(旧東ドイツチューリンゲン州)で、二〇〇二年四月二六日に発生したグーテンベルク・ギムナジウム校内銃乱射事件が、KJM開設の要因になっている。この事件は、元生徒が同校内に侵入し、教師二人、生徒二人、事務員、警察官各一人を射殺した後、自殺した事件である。犯人には、暴力的なコンピュータゲームに熱中していたとの報道もあり、殺人ゲームに対する規制問題とあわせてネット上の違法または青少年に有害な情報への何らかの統制の必要性が論じられたものである。Vgl. Thüringer Justizministerium Medieninformation 22/2004, Bericht der Gutenberg-Kommission zu den Vorgängen am Erfurter Gutenberg-Gymnasium am 26. April 2002. <http://www.thueringen.de/de/homepage/presse/12251/uindex.html>
- (24) Wolf-Dieter Ring, Jugendmedienschutz — Eine Bilanz der Kommission für Jugendmedienschutz (KJM), JMS-Report 2004-6, S.2 f.
- (25) FSKの統計は、<http://www.spio.de/index.asp?SeitID=501&TID=502> を参照。
- (26) 戸田、前掲(注(11))七一頁参照。
- (27) USKの統計は、<http://www.usk.de/pruefverfahren/statistik/> を参照。
- (28) JMS-Report 2011-2, S.10 ff.
- (29) *ibid.*, S.12.
- (30) *ibid.*, S.13 ff.
- (31) *ibid.*, S.54 ff.
- (32) *ibid.*, S.12.
- (33) 戸田、前掲(注(11))七六頁参照。Vgl. Schießerei an Realschule in Emsdetten, aus Wikinews von 20. Nov. 2006. [http://de.wikinews.org/wiki/Schie%C3%9Ferei\\_an\\_Realschule\\_in\\_Emsdetten](http://de.wikinews.org/wiki/Schie%C3%9Ferei_an_Realschule_in_Emsdetten)

- (34) 戸田、前掲(注(1))七九頁参照。Vgl. Winnenden: Tote und Verletzte bei Amoklauf an Albertville-Realschule, aus Wikinews von 12. Mär. 2009, [http://de.wikinews.org/wiki/Winnenden:\\_Tote\\_und\\_Verletzte\\_bei\\_an\\_Albertville-Realschule](http://de.wikinews.org/wiki/Winnenden:_Tote_und_Verletzte_bei_an_Albertville-Realschule)
- (35) BKA, Polizeiliche Kriminalstatistik 2010, S.54.
- (36) ibid., S.54.
- (37) ibid., S.47.
- (38) 以上の数字は、ibid., S.39 にある。